

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

欠席届が出ています。地域振興部長が午後1時まで通院のため、産業企画担当課長、文化振興課長が午後から公務出張のため欠席です。

それでは、本日の日程をご確認ください。陳情3件、地域振興部の報告1件、政策経営部の報告が10件、選挙管理委員会事務局の報告が1件ございます。日程の順番と異なりますけど、最初に、政策経営部の報告案件、次に、選挙管理委員会事務局の報告案件、次に、地域振興部の報告案件、そして最後に陳情審査という順番で進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず日程2、報告事項の政策経営部の案件に入ります。政策経営部（1）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○佐藤総務課長 それでは、政策経営部資料1に基づきまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備についてご説明申し上げます。なお、本件は第1回定例会にて議案として提出する予定の案件でございます。

まず項番の1、概要でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され「拘禁刑」が創設されることとなりました。「懲役」と「禁錮」の違いは、刑務作業の義務の有無ですが、実際には禁錮受刑者も作業を行うことが多く、両者の区別が曖昧でした。また、懲役では刑務作業に時間を取られ、必要な指導や教育が十分に行えない問題が指摘されておりました。今回の改正は、両者を拘禁刑に一本化して、刑の目的を更正・改善とし、作業だけではなく必要な指導も行えるようにすることで受刑者の改善・更生をより効果的に図ることを目的としております。

この改正に伴いまして、規定の整備が必要となる区の条例は、項番2に列挙している9条例でございます。

施行予定日は、法の施行日でございます令和7年6月1日でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

この案件は第1回定例会議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いしたいと思います。資料請求等ございましたらお願いいたします。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

それでは、（1）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備についての質疑を終了します。

次に、（2）令和7年度組織整備案について、理事者から説明を求めます。

○御郷企画課長 令和7年度組織整備案につきまして、政策経営部資料2に基づきましてご報告いたします。

本件資料のご説明の前に、組織整備の手續につきましては、首長の直近下位の内部組織は条例で定めるものでありまして、本区では、保健福祉部や地域振興部など、部の新設や改廃を伴う場合には条例改正が必要になります。一方、令和7年度に向けた組織整備につきましては条例改正の必要がある整備内容ではございませんので、議案ではなく報告という形で取らせていただいております。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。資料につきましては、1枚目が組織の主な整備内容、別紙で新旧対照表となっております。併せてご覧ください。新旧対照表は、左側が現行組織、右側が改正案で、赤字部分が変更を予定している箇所でございます。今回は地域振興部、環境まちづくり部で組織再編等を行う予定でございます。

初めに、地域振興部でございます。今回、喫緊の課題である物価高騰対策に係る事務を迅速かつ確実に執行するとともに、町会等、地域コミュニティの活性化に向けた部内横断的な課題に対応するためコミュニティ政策担当課長を設置いたします。

続きまして、環境まちづくり部でございます。現行のウォークブル推進担当課長につきまして、ウォークブルなまちづくりに関する取組を担当しておりますが、一定程度の進捗があり、その取組を発展させ、千代田まちづくりプラットフォームのあり方に基づくエリアマネジメントを推進するため、現在のウォークブル推進担当課長をエリアマネジメント推進担当課長に再編いたします。

以上が令和7年度当初の組織整備案となります。ポスト数につきましては、部長級は変更ございません。課長ポストは全体で1増となります。

よろしく申し上げます。報告は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 すばらしい取組だと思うんですが、今、町会、商店街等々を中心にコミュニティを活性化するというスタンスで千代田区の政策が行われていると思っております。ただ、町会に属さない方々もすごい増えているということで、それもどうするかということもあると思うんですが、この1と2、いろんな問題を横断的に解決するという中で、今は時代の過渡期だとは思いますが、個人的には、町会の方もいろんな陳情が出ておりますように、何とか町会独自でされたいというお考えの方も商店街の方も多くいらっしゃると思いますので、そこら辺非常に難しいんですが、個人的には町会、商店街を頑張ってくださいようなコミュニティづくりが、時代の流れの中でいろいろ形を変えるかもしれませんが、そういう観点からのこの政策組織の変更をお願いさせていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○御郷企画課長 今、のざわ委員のご指摘のとおり、町会等の地域コミュニティの活性化に向けた横断的な課題というのも今回の組織の整備でコミュニティ政策担当課長を設置する目的の一つでございます。また、冒頭掲げております物価高騰対策につきましても、そういった事務を迅速かつ確実に進めるといったことも任務として考えております。そういったことも併せ持ちまして、今回、政策担当課長を新規で設置するといったことでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 いいですか。

どうぞ、小野委員。

○小野委員 ちょっと基本的なことなんですけれども、これは兼務をされるということでしょうか。それとも新たにどなたかが担当課長として任命されるということでしょうか。兼務体制なのか、それとも独立しているのかということですね。

○中田行政管理担当部長 人員の配置については、また組織とは別で、それぞれどういったような方が対応できるかですとかを含めて、適材適所の人員配置ということで対応していくことになろうかと思えます。

○小野委員 はい、分かりました。ということはまだこれからなのかなというふうに理解をいたしました。非常に今のまさに課題解決というところで分かりやすい課長のポストだとは思っています。一方で、例えば兼務でかつ同じ課内の人が増えない状況で業務が増えていくとなると、その辺りの工夫も非常に今後求められてくるのかなと思えますので、せっかくこうした新たな部署というところで取り組んでいく内容が明確化されていますので、実際に推進されるという体制も併せてしっかりと組んでいただくと、非常にこちらでも安心して応援ができるなと思っておりますので、お願いいたします。

○中田行政管理担当部長 ご意見ありがとうございます。実際どういったような人員を配置するのかについては、また別途検討していくことであろうというふうに思っていますので、今言ったご意見なども踏まえて、適切な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○小野委員 はい。オーケーです。

○小林委員長 大坂委員。

○大坂委員 具体的な人員の配置については、これはもうまさに人事に関わる場所ですので個別具体的なお話はしませんけれども、今、部長のほうからも、人員の部分ではこれからだというような話がありましたが、小野委員もお話ししているとおり、人員不足というのはこれずっと続いている状況だと思います。かなり兼務も増えてきている。そうした中で、組織の再編するに当たってどのような議論をしてきたのか。実際これ一つポストが増えるわけで、そうすると管理職を増やしていかなければいけないよねという、当然そこはセットになってくると思うんですけれども、それがこれからだということは恐らくないと思うんですよね。今回の組織を組み替えるに当たって、どのような議論がまずされたのかということについてご説明いただけますでしょうか。

○御郷企画課長 これまで政策経営部の企画課、それから人事課、それから財政課の3課でもって予算と組織と人員という切り口でもって打合せというか、検討を重ねてきたところでございます。予算につきましても、予算が査定の中で、新たな事業、新規事業が来年度できるかどうか。で、やるに当たっては人員がしっかりと体制が整っているかどうか。組織の面も整備されているかどうかというのは非常に重要なところでございますので、そういったお金と組織と人というところの形の議論というのは政経部の中でしっかりと検討してきたといったところでございます。

○大坂委員 新しい事業ですとか必要な事業に対して人とお金をしっかりと投入していくということは当然のことだとは思いますが。ただ一方で、慢性化している人材不足ですとか、マンパワー不足に対して全庁的にどうやって対応していくのかということも、組織を考えていく上で一番最初に考えなければ、そもそも出発点になっていくものだと思います。その中で人事の政策があって、それぞれの部署での日々の運用があってということ

につながっていくので、このところを出発点にしていかないと、やはり来年度も人員は不足したままになってしまうんじゃないのかなという懸念がこれを見ただけであるんですけども、その点について何か払拭できるような答弁というのはありますでしょうか。

○神河人事課長 人員の確保につきましては、採用を強化するというような形のことを行っておりますし、あとは、やはり昇任を職員に意識していただけるように、研修等、また職場におけるOJTを通じて、職員たちに昇任試験を受けるように勧奨したりとか、あとはそういった試験を受けやすくするために、試験制度のほうを見直しをしたりして、それを周知することによって取り組んだりしているところでございます。

○大坂委員 なかなか成果につながるかどうかというのが難しいのかなというところもここ数年見ていてあるので、しっかりとその人員の確保というところには注力をしていただきたいと同時に、人員だけじゃない、組織全体をもって庁内の業務の効率化ですとか、そういった部分についてもしっかりとやっていかなければいけない時期に来ていますので、DXもしっかりと活用した上で、こういった組織がベストなのかというところは日々変わってくると思いますので、次年度はこの形で行くのかもしれないですけども、引き続き様々な角度から検討していただかないと庁内がパンクしてしまいかねないというふうに思っていますので、その点についてはしっかりとよろしくお願いをしたいと思えます。

○御郷企画課長 今、大坂委員のほうのご指摘いただきまして、これまでも組織と人事、それから予算のほうも財政課としっかりと共有しながら進めてきたところでございます。お話のとおり、来年度も引き続き組織の中での横断的な取組がしっかりと進めるよう、それは企画課のほうでもしっかりと支援していきたいと思っております。また、人と人との、何というのでしょうか、コミュニケーションの活性化も含めて、しっかりと組織が活性化できるような形での取組というのもしっかりと進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○小林委員長 よろしいですか。

入山委員。

○入山委員 1点だけ、ちょっと。今回、地域コミュニティのほうのコミュニティ政策担当課長というのは分かるんですけども、このエリアマネジメントのほうなんですけども、こちらはどのような内容の活動というか、する課なんですか。

○御郷企画課長 これまでまちに滞在時間を増やして区の中を回遊する、そういったウォークアブルを推進してきたところでございますけども、今回、このまちづくりプラットフォームのあり方、こちらを環境まちづくり部のほうで策定いたしました。これはエリアプラットフォーム、町会などを含めた、そういったところを支援していくような、そういったプラットフォームを新たに設置する考えでございまして、そういったところをしっかりと押し進めるための担当の課長という形になっております。

以上です。

○入山委員 エリアマネジメントといいますと、やっぱり企業、町会、商店街等々と関係するとなると、少し地域振興部にも近いような感じなのかなと思うんですけども、そこはまたちょっと違う視点でということでしょうか。

○御郷企画課長 今回、まちづくりを、何でしょう、少し特化した形で町会やまちづくりのほうの取組を支援していくといったプラットフォームになっております。今、委員ご指摘のとおり、少し地域振興部のほうもまたぐこともあるかもしれませんが、そういったところの横のつながりというのは、企画課のほうでも組織横断的な取組としてしっかりと情報共有のほうはしていきたいというふうに考えております。

○入山委員 情報共有していただけるということなので、いいまちづくりをしていただきたいなと思っています。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 ただいま入山委員とのざわ委員からご指摘がありましたけど、それぞれ新しくできた部署が、コミュニティ政策担当というのは町会、地域ですよね。で、エリアマネジメントは企業も含めたエリアですよね。だけど町会も入っていると。で、どちらに重きを置くかというのは、両方ともまちをつくっていくための大切な重要な部署なんですけど、それが見事に部署が分かれています。役所は幾ら連携するといっても、縦割り行政で予算も違いますんで、そこを、今、企画課長が連絡を密にと言っていますけど、密にする仕組みがなければできないはずなんですけれども、その辺の連携をするというご答弁の中に、連携をするための仕組みをどうつくっているのかというのを説明いただけないでしょうか。

○御郷企画課長 今お話しさせていただいた連携というところの考えですけれども、今、既にある組織目標管理項目として、各部署が抱えている事業に対して、ほかの部、ほかの課も絡むようなものにつきましては横の連携を取るということで、企画課が橋渡しとしてそういった事業について、レクのとときにはしっかりと関係する部署も同席してその議論を深めるといった取組もしているところでございます。こういった機会をしっかりと捉まえて横の連携を図っていくというのは重要なところかなと思っています。また、ふだんから新たな事業につきましても、少し情報の共有を図るような、そういった取組も必要かなと思っています。そういったことも少し職員間の議論の場というか、そういった活性化を図っていくというところで少し上向きにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 苦しいです。何を言いたいかということ、エリアマネジメントというのは強くなれば企業とかがどんどん入ってこられるし、町会がどちらかといえははじかれるところが出てくるかもしれないという危険性があると。両方やるためには、今、地域コミュニティ課の政策担当課長というか、政策担当課がエリアマネジメントをやるときには入って、町会もエリアマネジメントを構成する中で存在を入れてうまくやっていくというのがエリアマネジメントがうまくいくことだと思うんだけど、その辺の仕組みをつくらないといけないと思っています、そこのところが幾らやりますやりますと言っても、まちづくりとかあは進んでいっちゃうんで、後でお話し合いますとか連携するというのはあれだから、それが組み込まれていないといけないのかなという心配をして聞いています。その辺はこちらの地域振興部のほうがどういう認識をされて入っていくのか。要するにまちづくりのほうはまちづくりの中で再開発とか同時に進んで、時間が区切られてどんどん進んでいっちゃうものなんで、こちらのもう一つのこの地域コミュニティのほうは時間はそんなに早急

じゃないんですよね、理解を得ながらという、そのこのところの心配があるんで聞いているんで、その辺はご理解いただいているでしょうか。

○御郷企画課長 そういった地域でのまちづくりのスピード感と、地域コミュニティの醸成のスピード感の差も含めて、主役になる企業か町会かというところも出てくると思いますし、また、その課題というのもそれぞれ背負っているものも違うというふうに認識しております。そういった要所要所で必要なタイミングで必要な担当のほうが対応するというのも、その辺はこれまでもやってきていると思いますし、今後もしっかりと対応していくべきだと思っております。今、委員長のお話を受けて、また来年度もしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 副委員長。

○田中副委員長 今のことに関して追加させていただきたいんですけども、私、千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの検討会に何回か傍聴させていただいたんですけども、その中で、やはり環境まちづくり部が主導という形で、区役所のほうからも環境まちづくり部の職員の方々がほとんどだったんですけども、その中で、やっぱり町会とか地域の方々の委員の方もいらっしゃって、そちらの意見というのが少数派になってしまって、環境まちづくり部主導で、例えば地域振興部のコミュニティ総務課で地域のご要望とか頂いていると思うんですけども、そのことに関してあまり環境まちづくり部の方々はご存じではなかったような印象で、月に1回ぐらい行われていたんですけども、回を重ねるごとに、あ、そういうこともあるんだということで、だんだんちょっと方向性が変わってきたようなところがあります。最初はもう本当にエリアマネジメントというのが、町会とかいろんな地域のコミュニティの上に乗っかっているような図が描かれていたんですけども、やはりそれはどうなのかと、同列ではないのか。そういう何か力関係とかパワーバランスというところをちょっと見直していただく必要があるのではないかというご意見がかなり出ていましたので、そういうところにも留意して進めていただきたいと思います。

○御郷企画課長 今、副委員長のご指摘も含めて、来年度しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 担当課は。そのためにつくったんじゃない。

○赤海コミュニティ総務課長 今、幾つかご指摘いただいておりますように、エリアマネジメントといった側面からのまちづくり、それから私どもが所管しております、いわゆる町会をはじめとしました様々な団体から成るまちづくり、両方親和性があるというのはご指摘のとおりでございます。一方で、先ほど来名称が出ております、例えばまちづくりプラットフォームのあり方ですとかエリアマネジメント関係、そういったものの検討の中には、当然、私ども地域振興部も入っております、極力地域の声ですとか、地域振興部の抱えている課題ということも話し合いをさせていただいているという状況がございますので、今後ご指摘いただいておりますように、いわゆる連携をきちんと図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（２）令和7年度組織整備案について質疑を終了します。

次に、（３）千代田区手数料に関する規定整備について、理事者から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料3をご覧ください。手数料に関する規定整備についてでございます。この内容につきましては第1回定例会での議案としての提出を予定している案件でございます。

まず、経緯と主な改正内容について、簡単にまとめてご説明申し上げます。今回の手数料の規定整備については大きく2点の内容がございます。まず1点目のほうです。1点目のところ、（１）で、この「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する補償金」という法律が施行されまして、この手術を受けた方が戸籍の証明をもらうときは無料にできるんですけども、無料にすることをその自治体の条例に定めれば無料にできるというふうに法律になっています。それに基づきましてそのことを定める規定整備をしたいというのが1点目でございます。

2点目のほうがちょっと分かりづらいので、ちょっと背景を含めてご説明いたします。実際の今回の規定整備の直接の法律改正は、経緯1のところの（２）にありますとおり、エネルギー消費性能の向上等の法律に関する一部改正なんですけれども、この法律が今回施行される効果というか目的といたしますと、建築物がエネルギーを使うのが非常に多いので、その建築物の分野での省エネ対策を徹底していこうということと、あるいは二酸化炭素を吸収するための木材の利用を拡大していこうということが、背景として、国が今回のこの法律を改正した背景でございます。その省エネ対策を徹底するということをして日本全体でやっていくときに、そんなときに（２）のところの3行目で、原則、全ての建築の新築、増改築で、この消費性能基準への適合が義務付けられるということをして法律で改正しております。そして併せて、木材を利用拡大していくということをやろうとしたときに、木造建築物のこれまで省略していた検査についても、木造建築物でも省略しないで検査をやっていくよということが法律で改正されました。そういうことの法律改正のことをうちの手数料の関係の規定整備を見ると、ここに定めているとおり（２）の①②③④のような手数料の規定を改める必要が生じてくるというものでございます。

施行日については、ここに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件も第1回定例会で議案になる予定案件です。事前審査とならないようご協力をお願いしたいと思います。資料等ございましたらお願いいたします。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（３）千代田区手数料に関する規定整備についての質疑を終了します。

次に、（４）財産の取得について、理事者から説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、財産の取得について、政策経営部資料4に基づきご説明させていただきます。

旧区立外神田住宅区分所有部分の取得につきましては、令和元年から継続して進めている事業となりますので、これまでの経緯を少し補足してご説明させていただきます。資料のほうをご覧ください。旧区立外神田住宅は昭和46年に竣工した建物で、築50年以上経過し老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて区分所有者の権利を区が取得するものとして事業を進めてまいりました。

これまでの経緯ですが、令和元年第4回定例会で取得に係る補正予算をご議決いただき、各権利者との交渉に着手いたしております。その後、取得に関する議決として、令和2年第1回定例会で18者の区分所有者のうち11者分の取得について、令和2年第3回定例会で3者分の取得について、令和4年第4回定例会で1者分の取得について、令和5年第4回定例会で1者分の取得について、そして令和6年第1回定例会で1者分の取得について、それぞれご議決いただきました。現在、18権利者のうち17者分のご議決を頂き、そのうち16者分の権利が取得済みという形になっております。

今後のスケジュールですが、その後、残りの区分所有者1者の方と交渉を続け、今回、仮契約を締結いたしました。この1者分の権利の取得につきまして、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、今後、議案として提出する予定となっております。なお、本契約が未締結となっている1者を含め、今回、仮契約を締結した方とも引き続き交渉を進め、早期の本契約合意を目指したいというふうに考えているところでございます。

ご説明は以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件も第1回定例会で議案予定の案件です。事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。資料請求等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（4）財産の取得についての質疑を終了いたします。

次に、（5）富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について、理事者から説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について、政策経営部資料5に基づきご報告させていただきます。

富士見二丁目広場につきましては、富士見二丁目3番地区の再開発事業計画に伴い、旧富士見福祉会館跡地を再開発開始までの暫定的な広場として活用してきましたが、今般、再開発事業の進捗状況を踏まえ広場の閉鎖時期を定めましたのでご報告いたします。併せて現時点での検討状況にはなりますけれども、本再開発事業で得られる権利床等への入居施設の検討状況についてもご報告差し上げたいというふうに思います。

資料をご覧ください。広場閉鎖や施設の検討状況をご説明する前に、まずは前提となる再開発事業について、簡単ではありますが概要をご説明したいと思います。

1の再開発事業の概要です。（1）これまでの主な経緯ですが、本再開発は、地域の安全性や利便性の向上を目指して、地域の方々が主体となって検討を進め、地元の協議会の設立などを経て平成26年6月に当該再開発事業の準備組合が設立いたしました。その後、

令和4年10月の都市計画決定を経て令和6年8月に組合設立の認可が行われているところです。

（2）事業計画の概要ですが、表の下の位置図にある赤枠内が当該再開発の区域となっており、その中の緑色の網かけ部分が富士見二丁目広場となります。右側の断面図にあるように、この再開発では大きなA敷地と小さなB敷地という二つのビルができる計画で、それぞれの敷地の建物の面積、主要用途、建築物の高さについては表に記載のとおりとなっております。

また、②今後のスケジュールですが、本年、令和7年に権利変換計画の認可があり、令和8年に建築工事に着工し、令和11年に建築工事が竣工するというのが現時点のスケジュールとなっております。

資料の2ページ目、裏面をご覧ください。2の広場の閉鎖時期についてです。まずは（1）広場の開設経緯ですが、平成21年12月に富士見福社会館、平成22年3月に富士見児童館が閉館となり、これらの建物については老朽化や安全性の確保のために解体しており、令和2年2月に再開発事業が実施されるまでの間の暫定活用として富士見二丁目広場を開設いたしております。広場の面積は705.58平米。基本的には土日も含めて午前9時から午後5時までの利用時間という形となっております。

（2）閉鎖日及び周知方法についてですが、本年、令和7年6月2日月曜日で閉鎖の予定としております。再開発事業の施行に当たり、再開発組合は広場周辺のビルの解体工事に着手する予定とのことで、解体に伴う騒音や振動等も見込まれることから、事業を安全・円滑に進めるため当該広場を借り受けたいとの申出があったため、広場利用者等の安全確保の観点から6月2日で広場を閉鎖し、組合に貸し付けることとしたものです。

閉鎖に係る周知についてですが、今回のご報告の後に3月5日号の広報紙、ホームページ等で区民、利用者の皆さんに周知するとともに、当該広場に閉鎖する旨の掲示を行い、利用者の皆さんに周知していきたいというふうに考えております。また、周囲の子どもの遊び場となっていることから、子ども部に依頼して、校舎長会でも周知し、併せて出張所等を通じて町会長会議などの場で町会や近隣への周知も行っていきたいというふうに考えております。

次に、3の入居施設の検討状況についてです。区は再開発地区内に今回閉鎖する富士見二丁目広場を保有しておりますので、この区有地部分について再開発で新たにできるビルの床を権利床として取得することになります。また、権利床とは別に、子育て支援施設としての用途が限定された保留床もつくられることになっていると聞いておりますので、これらの活用について、現在、庁内の区有地等活用検討会で検討を進めているところです。

（1）区有地等活用検討会における検討状況ですが、令和4年7月に再開発で権利変換される権利床の活用方法について、庁内に需要調査を行い、地域包括支援センター等の設置を念頭に検討していく方向性を確認しました。また、令和5年1月に区が取得する権利床として、B敷地の建物全てとA敷地の建物の一部を取得する方向性を確認いたしました。その後、検討を進めていく中で、令和6年9月には地域包括支援センターのほか、学童クラブの設置を念頭に検討していく方向性を、令和7年2月には児童・家庭支援センター等の機能の移転先として、A敷地建物の保留床の取得の可能性も視野に検討を進めていく方向性を確認しております。

現時点では（２）にあるとおり、権利床については、地域包括支援センターと学童クラブの設置を中心に検討を行っており、保留床については、取得できるかどうかも含めて、組合から詳細の明示がない中ではありますけれども、児童・家庭支援センターや区の児童福祉施設等の課題解決に資する用途での活用候補地として検討を行っているところでございます。

現時点でまだ検討段階ということもあり、また、床の規模や金額なども含めて詳細が明らかになっていない中ではありますけれども、取得の可否も含めて不確定なことがあることを前提に検討を行っているといったような状況にあります。今回、まずは現在の検討状況をご報告させていただきました。今後、金額や面積等の前提条件が明らかになり、各入居施設に関する検討が進み、詳細をご報告できるようになった段階で、またご報告させていただきたいと考えております。

なお、再開発事業の事業計画やスケジュールにつきましては、現時点で再開発組合が想定しているものですので、今後変動する可能性もありますが、今回ご報告した内容に変更等があった際には、またご報告差し上げたいというふうに思っております。

簡単ではありますが、ご報告は以上になります。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員から質疑、質問を受けます。

○米田委員 今ご報告いただきまして、今後の検討状況なんですけど、課長からも今ご説明がありました。確定ではない、と。今後、庁内の検討状況、今後の区の状況とかを踏まえてこれは変わる可能性も残されているという形でよろしいですか。

○小林財産管理担当課長 どこかの時点で案というのは確定させる必要はもちろんあるとは思っていますけれども、再開発の竣工が令和12年ということで、先の長い事業というふうになっています。基本的な情報も示されていない中で、現時点の需要を踏まえて検討を進めているところではありますけれども、今後、検討を進めていく中で、社会状況の変化、あるいは急な施設需要などあるかと思えます。そういった可能性がありますし、この間に優先すべき行政需要なんかが出てくる場合があれば、また改めて別の検討をすることもあるかなというふうには思っております。

○米田委員 まあ、安心しました。基本的にはもうこのラインで進むということも理解しております。あと保留床なんですけど、これも物価高騰に伴い、いろんな変動が出てくると思うんです。私は基本的には保留床は頂くものは頂くべきと思っていますけど、この判断はどういった基準でやるか、ここの今の区の考えを教えてくださいませんか。

○小林財産管理担当課長 先ほどもご説明しており、また今ご指摘があったとおり、金額とか面積等も含めて、まだ詳細な情報を示されていないような状況です。また、取得できるかどうかということについても現時点では未定というふうになっております。再開発でスケジュール先行にならないように、まずはその可能性も含めて検討しているというような状況にあるというのがただいまの説明でございます。なかなか得難い貴重な床ということもありますし、取得したいことを考えて検討を進めているところではありますけれども、例えばあまりにも高額な金額であったりとか、事業が実施できないような小さな面積なんていうこともあり得ると思えますので、そういった場合には検討の見直しなどを行うという対応が必要になってくるのかなというふうには思っているところでございます。

○米田委員 その際の判断はもうしっかり物価高騰とか様々含めて、またこちらにも当然

示していただきたいです。

あと、今おっしゃっていただいていたけど、そんな、12年という中でですけど、今回こういった報告でこの方向性で行くという報告をした理由、これ下手したら、最短でいうとちょっと早めに決めないといけない時期とかがあるのではないかなと思うんですけど、早く報告した理由と、もしあれば早めに決めないといけない時期があればお答えいただきたいんです。

○小林財産管理担当課長 ちょっと先ほども少し触れたように、現時点では組合から詳細な情報が出ていない状況でございます。とはいえ、再開発のスケジュールというのは非常にタイトであったりということもありますので、まずは検討ということで、急にこういったことに決まりましたというふうにならないように、区の施設需要などを踏まえて、不確定なことを前提としつつ検討を進めているといったところをご報告させていただきました。現時点においてまだ検討の入り口といった段階ですし、組合等から情報を入手しつつ、また今後も検討を進めていくこととなりますので、進捗状況などにより、またご報告させていただきたいというふうには考えているところでございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 ちょうどまだ未定だということで、可能かどうかはあれなんですけど、よく内幸町ホールよりも大きい、ああいう歌ったり踊ったり、そういう文化施設を下さいというご要望が何回もありますんで、可能であればこの中に造っていただけないかなというご要望はいかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 先ほどご説明したように、現時点では保留床については地域包括支援センター、学童クラブの設置を中心に検討しています。保留床については、これは取得できたとしたらなんですけれども、児家センや区の児童福祉施設等の課題解決するような用途で考えています。現時点でちょっと文化施設というのはないんですけれども、先ほどご説明したように、今後の需要等もあるかと思いますので、そういったところを踏まえて検討していくのかなというふうに思っているところです。

○のざわ委員 どうぞよろしく願いいたします。

○小林委員長 大坂委員。

○大坂委員 2点です。一つは、入居施設の検討状況について、先ほどまだこれ確定じゃないし流動的ですよという答弁を頂いたんで安心はしたんですけども、やはり長いスパンを見据えた形で、しっかりと所管の委員会もありますし、そこでの議論を踏まえた上で柔軟に対応していただきたいということと、あともう一つは、全区を俯瞰した判断をしっかりとそのときそのときでやっていただきたいなというところがまず一つお願いをしたいと思っています。

もう一つが、保留床の取得についてなんですけれども、これは私もこの土地の少ない千代田区の中で、取得が可能な土地ですとか床面積というのは積極的に買いに行くべきだというふうに思っていますので、そこは応援をしていきたいなと思っています。言い換えると、一方で、資金というのは有限ですから、それをどこのところに重点的に投入をしていくのかという判断というのは非常に重要なかなと思っています。言い換えると、この富士見でいいのか、もしくは違う場所、もっといい場所があるのか、そういったところの判断というのは、これはなかなかそのときの流れだったりだとか世の中の情勢も含め

てですけれども、判断する人の負担というのはすごく大きいものになってくるんだろかなというふうには思っているんですけども、そのマネジメントというものがやはり千代田区の将来を大きく左右する非常に重要なものだというふうに認識はしているんですけども、そのマネジメントというのはどういう仕組みでやられる予定なんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 1点目のほうですね、繰り返しになりますけれども、ちょっとまだ確定していない情報がある中で検討を進めているといった段階ですので、今後の進捗によって、また委員会でご報告差し上げていきたいというふうに思っていますので、その際にご議論いただければというふうに思っております。

2点目のマネジメントに関するところになるんですけども、区内では様々なところで再開発が行われていますし、児家センについても含めて、これらについても庁内で検討を進めているといったところでもあります。再開発、スケジュール感、規模感を含めて不確定要素が非常に大きくて、なかなか大変な状況ではあるんですけども、庁内の検討会、財産管理担当を中心に行っていますので、財産管理担当がマネジメント、政経部がマネジメントをしつつ、各所管部やまちづくり担当とも、あるいは金銭的な面で言うと、財政課等とも連携しながら、話を進めていきたいというふうに考えております。

○大坂委員 今も答弁にありましてとおり、本当にいろんな部署でしっかりと集約をした形で判断をしていかないと進んでいかないものだとは思っているのですが、本当に大変だとは思っているんですけども、私としては必要となる必要面積、場所をしっかりと確保することが千代田区の将来にとって非常に重要なことだと思っていますので、富士見も踏まえてですけども、様々な可能性をしっかりと検討した上で進めていけるような体制をつくっていただければと思いますので、そのところについてもよろしく願いいたします。

○小林財産管理担当課長 ありがとうございます。しっかりやっていけという叱咤激励も含めた応援だと思っていますので、しっかり受け止めさせていただきたいというふうに思います。財産管理担当を中心に、先ほどご説明したとおり、様々な再開発がある中で、なかなか区の土地、建物というのを取得するのが難しい状況ではありますけれども、そういった機会を踏まえて、区の将来につながるような財産の取得検討を進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○小林委員長 部長じゃないの。財産管理担当部長じゃないの、答弁は。課長が大丈夫と言って、部長が駄目と言ったら終わっちゃう。

部長。

○夏目財産管理担当部長 今、課長が申し上げたとおりであるんですが、様々な条件を考慮しなければ、例えば児童・家庭支援センターと決まったわけではないんですけども、いろんな条件を考慮しなければいい場所というのはあるのかもしれないなと思っています。ただ、本区でその条件を満たす不動産というのを調達するのは非常に難しいという面は先ほど大坂委員もおっしゃったとおりです。あと、物事を決める意思決定にもリミットがあるかなと思っています。そういったいろいろないいところを探す場所の比較なんかには、比較検討に時間がかかりますと、もしかすると両方の選択肢を失ってしまうということもこれはあるのかな。その辺の見極めというのは非常に難しいところがありまして、我々も悩ましいと思っています。課長のほうからも、区有地等活用検討会というお話がありました。

そういった見極めにつきましては、庁内関係部署を含めて、そういった会議体できちんと見ていきたいというふうに考えております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 先日、超党派の神田周辺の勉強会がありまして、それで、その中で300平米を下回る小型の土地を持っている方々が密集している地域があるということで、その方々にいろんな税的な金銭的なメリットも含めて出さないと、なかなか開発が難しいというお話が講師の先生からあって、千代田区にもあと22か所、25か所ぐらいですか、開発がある中でなかなか進んでいきませんという中で、私もちょっといろいろその勉強会を基に聞いてみたら、例えば70年賃借みたいな形で、今なかなか土地建物を持っている方々にメリットが具体的に出せない状況であれば、70年賃借ぐらいで、そういう考え方で開発をするのはどうだという持っている方々の声があったんですけど、区もそういう考え方で開発を変えていくというタイミングであるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。選択肢の中の一つに入れる。

○小林委員長 のざわ委員、今の富士見広場の閉鎖とちょっと今質疑が離れてしまったんで……

○のざわ委員 すみません。

○小林委員長 再開発の問題については、別のところでご質疑を頂きたいと思います。

○のざわ委員 失礼いたしました。

○小林委員長 よろしいですね。

○のざわ委員 すみません。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（5）富士見二丁目広場の閉鎖時期及び再開発ビルへの入居施設の検討状況について、質疑を終了します。

次に、（6）特定任期付職員採用制度の導入について、理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、特定任期付職員採用制度の導入につきまして、政策経営部資料6にてご説明いたします。

まず、1、趣旨でございます。高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者を活用することにより、複雑・高度化する行政課題への対応を図るため、特定任期付職員の採用制度を導入する必要がございます。

2、概要でございます。この制度は、簡単に申しますと、これまで採用してまいりました一般任期付職員より高い給与水準を設定することができるため、より高度な専門人材を確保することが可能になるということでございます。

3、一部改正を予定する条例でございますが、千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例でございます。4、施行予定期日は令和7年4月1日を予定しているところでございます。

この件についての説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方から質疑、質問を受けます。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（６）特定任期付職員採用制度の導入についての質疑を終了します。

次に、（７）職員の勤務時間・休暇制度の見直しについて、理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、職員の勤務時間・休暇制度の見直しにつきまして、政策経営部資料7にてご説明をいたします。

まず、1、趣旨でございます。改正育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が令和7年4月1日に施行されることに伴いまして、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員を拡大するなど、職員の勤務時間・休暇制度等を見直す必要がございます。

2の概要でございます。主に3点でございます。まず、先ほど申しましたが、超過勤務制限の対象職員を拡大することでございます。現在、3歳に満たない子を養育する職員につきましては、超過勤務制限に係る請求というものを行うことができますけれども、その対象範囲を小学校就学前の子を養育する職員へと拡大する必要がございます。

2点目でございます。子の看護休暇の取得事由についてでございます。これまで看護休暇の取得事由につきましては、子の負傷、疾病による看護または予防接種、健康診断、こういったものに限定しておりましたが、今回、子の入学式・卒園式等を事由に加え、このことに伴いまして休暇の名称を「子の看護等休暇」ということに改める必要がございます。

3点目でございます。仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備。こちらは職員の介護離職の防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知・請求に対する意向確認・研修の実施・相談体制の整備等につきまして、任命権者の措置義務として追加をする必要があるということでございます。

3、一部改正を必要とする条例につきましては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございまして、4、施行期日につきましては令和7年4月1日。一部の改正規定につきましては公布日施行を予定しているところでございます。

この件については以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。こちらの案件も第1回定例会で予定議案です。事前審査とならないようご協力をお願いいたしたいと思っております。資料請求等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（７）職員の勤務時間・休暇制度の見直しについての質疑を終了します。

次に、（８）住居手当等の支給対象拡大について、理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 住居手当等の支給対象拡大につきまして、政策経営部資料8によりご説明いたします。

まず、1、趣旨でございます。現在、定年前再任用短時間勤務職員、そして暫定再任用職員につきましては、住居手当、それから特地勤務手当の支給対象外ということになっております。こちら高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、一般職員と同様に、こ

れら手当の支給対象とするよう制度の見直しをするものでございます。

2、概要につきましては、先ほどご説明申し上げたことを表にさせていただいているところでございます。

3、一部改正を予定する条例につきましては職員の給与に関する条例。

4、施行期日につきましては令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件も第1回定例会議案になる予定案件でございますので、事前審査とならないようご協力をお願いします。それでは、資料請求等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（8）住居手当等の支給対象拡大についての質疑を終了いたします。

次に、（9）失業者の退職手当の見直しについて、理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 失業者の退職手当の見直しにつきまして、政策経営部資料9にてご説明いたします。

まず、1、趣旨。雇用保険法の改正において「就業手当」が廃止される等の改正が行われましたため、職員の退職手当に関する失業者の退職手当というものを見直す必要がございます。

2の概要でございます。条例に基づき退職手当が支給される区職員につきましては、雇用保険法の適用対象外となります。職員が退職後失業しているときには、失業給付の相当額が失業者の退職手当として支払われる場合がございます。先ほどの雇用保険法の改正に合わせまして、失業者の退職手当支給の取り扱い及び地域延長給付に相当する失業者の退職手当の暫定措置期間を見直す必要がございます。

3、一部改正を予定する条例につきましては職員の退職手当に関する条例。

4の施行期日につきましては令和7年4月1日を予定しているところでございます。

以上でございます。

○小林委員長 説明が終わりました。こちらの案件も第1回定例会で議案予定の案件です。事前審査とならないようご協力をお願いいたします。資料請求等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（9）失業者の退職手当の見直しについての質疑を終了いたします。

次に、（10）雉子橋補修補強工事について、理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、政策経営部資料10に基づき、雉子橋補修補強工事の契約変更についてご説明いたします。

本件は第1回定例会で専決事項としてご報告する予定の案件でございます。

内容は、契約金額が2.8%、1億1,070万8,400円増加し、40億7,298万8,700円となるものでございます。

変更理由は、スライド条項適用、インフレスライドによる増額と工種の追加による増額となっております。追加された工種は、PCB剥離のための密閉養生と、それに伴う交通

誘導員でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。本件は第1回定例会で専決処分報告される予定案件でございますのでご承知おきください。委員からの質疑を受けます。

○大坂委員 この件に関しては契約締結から1年で専決処分されて、それから1年たたずにまた専決ということで、インフレスライド等、ある意味仕方のないところはあるかとは思いますが、まだ工期が5年残っているという状況の中で、適切な契約と工事の管理ができていないのかというところはやっぱり説明責任がしっかりと果たせていかなければいけないのかなというふうに思っているんですけども、その辺りはどのように契約課として考えているのでしょうか。

○武笠契約課長 大坂委員のおっしゃるとおり、契約についてはきちんと管理していく必要があると考えてございます。こちら第1回目の変更につきましては、工事を実際に行ってみたらところPCBの剥離回数を増やす必要があったり、足場の形状変更による減額ができたという内容での変更でございました。今回は、インフレスライドが主な変更内容となっているところでございますので、それぞれ必要な理由ということでの変更が生じているというふうに認識してございます。適正な契約の履行につきましては、工事主管課とも協力しながら、契約課としてもきちんと内容を把握して事務手続を行っていくように努めているところでございます。

○大坂委員 この工事に限らず契約の変更で増額するというケースが本当に多くなってきているので、監視の目も厳しくなっていくというふうに思っていますので、その辺の対応をしっかりとお願いをしたいと思います。

それと同時に、この工事の進捗ですね。まだ工期が5年残っている中で、この5年でしっかりと終わることができるのかどうなのか。これも延長する傾向が昨今ありますので、その辺も含めてしっかりと管理をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○武笠契約課長 こちら契約の変更などに関しましては、庁内で契約変更検討会議という会議体を設置して検討を行っているところでございます。その会議の中では変更が生じる場合だけではなく、現在履行中の工事契約につきましても確認をさせていただいているところでございますので、これからもしっかりと確認をしつつ事務手続を行っていききたいというふうに考えてございます。

○大坂委員 すみません。1件、竣工まで残り5年間でしっかりこの工事が終わるのかどうか、その点についてお願いします。

○武笠契約課長 まだ先の長い工事となっております。今後、天候の変化なども考えられるところではございますので、必ずという断言はなかなか難しいところではございますが、現時点では工期の延長なく終わる予定というふうに聞いてございます。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 今、変更の場合は会議をやっているという答弁を頂きました。この工事を見たら令和12年までです。今年の4月から公共事業の労務単価が上がる見込みとなっております。これ来年度もまた上がる見込みと聞いております、国では。ここの予算という部分はこの会議の中で打ち合わせていらっしゃるんですか。で、またこの単価は組み込まれているんですか、令和12年まで。ここをお聞かせください。

○武笠契約課長 インフレスライドの請求につきましては、事業者の請求に基づく部分がございます。請求がなければその分の増額というものは行われないうところでございますので、請求が出てきた際には、会議の中でどのぐらいの変更が必要なのかということも検討は行っているところでございます。

○米田委員 必ず上がる予定なんですよ。事業者も上げないといけない見積りをしないといけなくなっています。その辺を先づかみしてある程度予測していかないといけないのが契約課だと思います。そのことを聞いているんですけど、そこをお聞かせいただけますか。

○武笠契約課長 労務単価の上昇につきましては、契約課のほうでも情報を常に把握しているところでございます。適切に工事費用が見込まれるように、引き続き適切な把握と先を見据えた設定というところに努めていきたいと考えております。

○米田委員 まあまあ、いいや、いいや、はい。

○小林委員長 はい。

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（10）雉子橋補修補強工事について質疑を終了します。

以上で、政策経営部の報告を終了いたします。

続きまして、選挙管理委員会事務局の報告に入ります。

（1）千代田区長選挙・千代田区議会議員補欠選挙について、理事者から説明を求めます。

○河合選挙管理委員会事務局長 それでは、令和7年2月2日執行の千代田区長選挙・千代田区議会議員補欠選挙につきまして、選挙管理委員会資料に基づきましてご報告いたします。

まず、1番の投票者数、投票率でございますけども、（1）千代田区長選挙でございます。合計の欄でご説明いたしますと、当日有権者数が5万3,169名、投票者数が2万797人、投票率に換算しますと39.11%。（2）千代田区議会議員補欠選挙につきましては、当日有権者数は同数でございます。投票者数は2万788人、投票率は39.10%でございます。

2のポスター掲示場の設置等にかかる作業の日程でございますけども、1月8日の日に受託業者から作業スケジュール・体制を受領いたしまして、1月13日から現場のほうに入っておりますけども、1月13日から16日に掲示場の設置作業に入っております。区の職員につきましては、事業者が設置した翌日に設置した場所の連絡・報告を頂きまして区の職員も現地確認をしております。その後1月16、17日につきましては、事業者による1回目の点検をしております。そして2回目の点検につきましては、告示日の翌日から1月27、28日に行いまして、2月の3日、4日で掲示場の撤去は全て終了しているという状況でございます。

3の、今回導入いたしましたデザイン化された投票済証の配布状況でございます。配布数につきましては、期日前で1,734人、当日が3,518人、合計5,252人というこ

とでございます。区長選挙に照らし合わせますと、投票者数2万797人のうち配布率は25.25%となっております。

次のページは、実際に配布いたしました投票済証本物のコピーとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 これをすごいすてきなデザインで、SNSで相当私も見た記憶があるんですが、これ、年齢別と性別でどんな方が希望されるのか、要は投票率が上がるものでしたら、コストの兼ね合いもあると思うんですが、積極的にするのも一つの考え方なのかなとちょっと思ったりしまして、いかがでしょうか。

○河合選挙管理委員会事務局長 投票済証を希望者にお配りしておりますので、持っていた方の年齢、性別等につきましては取っておりませんので、その辺はちょっと分かりません。

○小林委員長 のざわ委員、いいですか。

○のざわ委員 分かりました。すみませんでした。

○小林委員長 はい。

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（1）千代田区長選挙・千代田区議会議員補欠選挙についての質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午前 11時39分休憩

午後 1時00分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

それでは、午前中に引き続きまして、日程2、報告事項、地域振興部に入ります。地域振興部（1）令和7年国勢調査の実施について、理事者から説明を求めます。

○河合統計課長 それでは、令和7年国勢調査につきまして、地域振興部資料1に基づき説明させていただきます。

まず、1の調査の概要でございますけれども、期日としましては令和7年10月1日、調査対象につきましては、外国人を含む日本国内に常住する全ての人及び世帯でございます。調査の目的といたしましては、人口・世帯の実態を把握し、行政施策などの基礎資料を得るということでございます。調査の手法でございますが、これは総務大臣によって任命された調査員が調査書類を配布し、オンライン、郵送、調査員への提出により回答を回収するものでございます。

2のスケジュールでございますけれども、今回の調査につきましては、地域、町会の皆様のご協力を得て進めるということでございますので、まず、今日の報告が終わり次第、今月の連合町会長会議で町会員の皆様に協力の依頼をしていく予定でございます。その後、来年度、令和7年度に入りましたら各町会長へ推薦依頼、また、9月には説明会とか調査書類の配布等を行っていくものでございます。10月に入りましたら、調査票の回収。出していない方については督促等を行っていく予定でございます。

調査体制でございます。3でございます。予定では440名を考えてございます。町会推薦は330名、あと登録調査員というのが区のほうで常時募集しておりますけども、現在270名の調査員がございまして、実働としては、お願いしてもできる人は半分ぐらいかなとは思っておりますので、その方たちが足りない部分は補っていくという形でございます。管理人等につきましては、病院とか寮とか老人ホーム等の管理人等にお願いするというところでございます。

4の調査員報酬でございますけども、まだ国のほうから詳細は来ておりませんが、過去のあれからすると大体1調査区をやっていただいた方には4万円程度、2調査区におきましては8万円程度ということでございます。

国勢調査の公表の時期でございますけど、今現在の情報によりますと、速報値としましては令和8年の5月、確定人口及び世帯につきましては令和8年の9月ということと聞いております。

6番の前回調査からの変更点ということで、前回調査、令和2年はコロナ禍の下でやったということもございまして、今回、調査票を紙媒体で提出する場合に、これまでは直接世帯の方等にお会いして、まず調査員の方が「世帯の種類」とか「住宅の建て方」等を聞いて記入していただんですけども、調査員もなかなか事務的にいろいろやることが多いということもございまして、この辺りはその世帯の方に書いていただくという形の変更になってございます。

それと、(2)でございます。最近、単身世帯や共働き世帯が増えているのと、あと千代田区は特にでございますけども、オートロックマンション等が増加に伴いますので、調査員の方が何度行ってもなかなかお会いできないという形もございまして、何度行っても難しいという方につきましては、居住を確認した上で調査書類を配布するというようにしております。

(3)のオンライン回答の推進につきましては、QRコードを読み取ることでログインID・アクセスキーが自動入力される「QRコードダイレクトログイン機能」ということで、これまではQRコードを打った後にご自分でログインID・アクセスキーは書類に書いてあるところを入力していただんですけど、その手間が省けるという状況でございます。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑を受けます。

○田中副委員長 こちらの回収率というのは、今、どのぐらいになっているかご存じでしょうか。

○河合統計課長 前回の回収率でございますけど、約6割という形になってございます。

○田中副委員長 はい。ありがとうございます。現在、特殊詐欺だとか、そういうので家族構成とかを探ろうとするような電話が入ったりとかという被害をいろいろ聞くんですけども、そのような対策というのは、例えばこれはもう国からこのようなやり方でやってくださいというのが来ていて、自治体ごとの自由度というのはあるものなんでしょうか。

○河合統計課長 基本的に、これ、国の示された法定受託事務でございますので、国に示されたとおりやるということが原則でございますので、区が独自に何か調査方法を変えるとかというのは難しいと考えております。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 こちら、1調査区、これ、何世帯ぐらいあられるとか、まず教えていただけたらと思います。

○河合統計課長 1調査区辺りの目安でございますけど、おおむね40から70世帯ということでございます。

○小林委員長 いいですか。

○のざわ委員 令和7年1月1日の千代田区の世帯数が3万9,410世帯、この440名で割ると89世帯だったんで、たまたまちょっと幾らかなと思ったら、1世帯449円ぐらいですか。自分でもそれだけ歩く、これだけご負担のあることをしていただくのはとっても大変なんだろうなと思ひまして、人件費高騰の折、とっても大切な仕事ですので、このお値段がもう少し物価スライドみたいなふうになるのも一つの方法なのかなと思ったりして、いかがでしょうか、みたいな。

○河合統計課長 のざわ委員のご指摘も、今の傾向として金額の面は、確かにやっていたくことって結構大変なことということは私たちも認識しておりますが、この金額というのは国から示されたとおりということなので、うちのほうからこの金額を増額させるとかというのはできないものでございます。なので、国のほうにはそういう意見という形で、今後幾らで示されるかというのはまだ分かりませんが、大体5月から6月になったら詳細が出てくるかと思ひますけども、なかなかその、のざわ委員がおっしゃるような形にはなるかどうかというのは分かりません。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。

先ほど回収率が6割ということになっているんですけど、これは人口世帯の全世帯を把握するものなんで、回収できない4割はどうやって把握するんですか。

○河合統計課長 残った方で督促しても提出いただけない方につきましては、区のほうでその辺の調査票のほうは調べさせて記入するという形でございます。

○小林委員長 で、100にすると。

○河合統計課長 100にします。

○小林委員長 はい。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）令和7年国勢調査の実施について質疑を終了し、日程2、報告事項を終わります。

それでは、続いて、日程1、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に新たに送付7-1、千代田区内のオーバーツーリズムへの緊急かつ抜本的な対策を求める陳情書が送付されました。陳情の写しをご確認ください。

陳情の朗読はどういたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略でいいですか。省略します。

それでは、まず本陳情について、執行機関から情報提供等がございましたら頂けますでしょうか。

○高橋商工観光課長 本件につきましては、該当する所管が複数にわたっておりますが、オーバーツーリズムの観点での陳情ということでございますので、私から全体を一括して情報提供させていただきまして、不足がございましたら各担当から情報提供させていただきたいと思います。

まずは、本陳情の対象地域ごとの現状でございます。今回は秋葉原駅周辺と神田駅周辺ということですので、該当する3出張所から聞き取りを行っておりますが、数的根拠があるというものではなくて、直接見聞きしている現状であるということをご了承いただければと思います。また、駅の改札であるとか構内につきましては、区の管理の及ばない範囲でございますので除外させていただきたいと思います。

それぞれ地域全体の共通事項といたしまして、路上ではたばこの吸い殻、ペットボトル、食品包装類などが確認されておりました、特に植え込みの中や区のごみ収集場所に多いというようでございます。その状況に応じまして地域の皆さんの定期的なパトロールが行われております。このほか、地域別に見ますと、秋葉原の電気街側では落書きやステッカーの貼付け、裏通りの喫煙、また通りを塞いでしまう行列が発生するというところもございます。これに対しまして、地域の皆さんのパトロールのほか、そのパトロールの後には区職員を中心としたごみ拾いであるとか、区職員と警察署員を中心としたステッカー剥がしなども実施されております。また、安全生活課の生活環境指導員が重点巡回するとともに、裏通りでは、外国人の喫煙や吸い殻のポイ捨てに対応するための外国語対応ポスターの配付・掲示をいただいております。昭和通り側では、日中は外国人を含む観光客のポイ捨て、歩行喫煙が見られる一方で、夜間は客引きが喫煙をしているという状況であるとか、秋葉原公園などで在勤者、在学者の喫煙などもあるようでございます。こちらも地域の皆さんを中心としたパトロールが行われております。

続きまして、神田駅周辺でございます。駅の西側で夜間の客引きが見られておりました、こちらも地域の皆さんを中心にパトロールが行われております。また、駅の東側では、パトロールに加えて、3か月に1回、ネズミ対策の定期清掃も実施されております。

さて、ここで頂いた陳情の内容は大きく3点あると認識してございます。1点は、区独自の宿泊税の導入か、または東京都に対して現行の宿泊税を大幅に増額するよう働きかけることについてです。区の独自宿泊税に関しましては、昨年11月に別の陳情審査において議論がなされておりますが、なかなかすぐには実施することは難しいと。その理由といたしまして、区内に訪れる人の多くが区外のホテルを利用していると。区内のホテルの宿泊者のみを対象にして税負担させることは、宿泊者の減少、それからホテル側の業務負担の増、場合によっては隣接区のホテルの料金に合わせるためにホテル側が1泊当たりの料金を減額せざるを得ない事態につながるという可能性を挙げさせていただいて、宿泊税に限らない課題解決も検討していく旨のご答弁を申し上げます。また、東京都の宿泊税におきましては、令和5年6月に東京都主税局が公表した「宿泊税20年間の実績と今後のあり方」におきまして、コロナ禍や物価高騰等によって深刻な影響を受けた宿泊業界の状況であるとか、ホテル側や都側の徴収コスト、それから旅行需要の回復状況など、取り巻く現状を踏まえながら宿泊税の在り方を検討していくこととしております。

2点目は、違反行為、こちらには恐らくマナー違反も含まれているものと思いますが、こちらへの対応強化として五つの事項が挙げられております。まず、違反行為に対する措置の情報発信につきまして、現在はごみの不法投棄についてチラシでお知らせしているところです。これはまちの店舗が出すごみについて、何日も前から出さないであるとか、指定以外の場所に出さない、捨てる電池や粗大ごみなどは契約会社に連絡してから出すというルールを守られないごみを不法投棄として排出者を特定して改善を行い、警察に情報提供するというものでございます。

次に、ごみ箱の設置についてです。現在、他区の一部の商店街におきましては、「スマートゴミ箱」という、ごみがいっぱいになったら自動で圧縮しながら、それでもいっぱいになったらその状況を運営事業者へ通知して、回収にかかるコストを軽減するという機能を持ったごみ箱を設置していると同っておりますが、やはりごみ箱があるということで許容量を超えるごみが集まると。また特に運営事業者が回収できない夜間にごみがあふれかえってしまうということも聞いております。例えばですけれども、秋葉原の歩行者天国の際に、秋葉原TMOがごみ箱を設置したと同っておりますが、1日に70リットルごみ袋10袋も集まったと聞いております。ごみ箱を設置した場合でもきれいな環境を保つということが必要になりますので、夜間も含めた回収の頻度がやはり重要かと考えますけれども、もしあふれてしまえば、見た目の問題や臭いの問題もございますので、ごみ箱を設置する場所についても非常に重要になろうと考えます。

次に、無料喫煙所の増設ですが、こちら昨年11月に別の陳情審査において議論がなされておりまして、民間事業者との連携を図りながら引き続き増設に向けて取り組んでいくとご答弁させていただいております。現在は地域の皆様のご協力を得ながら、区内で84か所もの無料喫煙所が設置されております。やはりこちら臭いや煙などにご懸念の近隣住民の皆様にご理解を頂くという必要がございますので、1か所1か所丁寧に進められております。

次に、客引き行為に関する店舗に対して誓約書の提出義務を課すことにつきましても、昨年11月に別の陳情審査において議論がなされておりますが、その際は、誓約書を提出させている自治体の事例を挙げさせていただきまして、現在の客引きがどこの店舗にも属さないフリーの客引きが多いということから、店舗まで指導が行き届いていない現状・課題を情報提供させていただいております。

次に、過料の導入につきましても、先の誓約書の提出義務と同じ陳情でございました。こちら違反行為を繰り返す風俗店であるとか従業員、こちらがどこの店舗にも属さないフリーの悪質な客引き行為の取締りについては、警察であっても慎重かつ厳格に違法性を判断し事件化しているという中で、区の職員が過料を科すための違法性を判断することはかなり難しいということ。それから、現状の客引き防止対策でも他の自治体と比べて手厚い人員配置で、実際に事件化に至った事例も挙げながら、現状の取組に実効性があることについて情報提供させていただいております。

最後の3点目についてです。区内で人流を分散させるために、九段下周辺などで観光施設建設の検討をお願いしたいというものでございます。私どもが捉える観光につきましては、その地ならではの景色や街並み、人の営みを見て、または体験することを目的にその地域を訪れることなんだろうと考えております。その点で、千代田区はこれまでの歴史の

中で培われてきた大変魅力的な地域が多くございますので、それら地域の皆さんと共に時代ごとに変わる課題を解決しながら、まちの誇りを維持して向上していくことが何よりも重要であろうと考えてございます。そのために商店街や業種ごとの団体としっかり対応させていただいておりまして、可能なご支援を進めているところですが、これに加えまして、現在、私どもは東京都やスタートアップ、それから区内の大学生と共に区内の回遊施策としてのデジタルマップを作成中でございます。また、秋葉原におきましては、先般ご報告させていただいた、こちら東京都やベンチャー企業とAIコンシェルジュ実証などにも取り組んでございます。このようなソフト面を中心に区内回遊を推進いたしまして、その結果が分散にもつながるようにしていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。ほかにございますか、説明。いいですか。そちらもいいですか。いい、説明。はい。

今、情報提供いただきました。委員の皆様から執行機関に確認したい事項はございますか。

○永田委員 外国人観光客の増加をもってオーバーツーリズムと言って、全て問題であるようにするのは、私はちょっと消極的というか。ただ、行政としてもそういう言葉を使っていないと思うんですが、この陳情者の方は、そういった環境の悪影響を解決するために、財源として宿泊税を提案されていると。ただ、その宿泊税は難しいとなると、別に財源がなくてもこうした可能な対策は全て――全てというか、行っているという説明だったと思いますが、特に財源を確保しなくても、可能な対策は今後行っていけるということでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、財源の問題に関しましては、様々な観点で確保できるものは確保していく。これはもう第一に私どもも考えてございます。その上で、やはり今の現状、課題を解決するために待たなしという点もあろうかと思えます。そういったところは内部でも調整しながら、適時適切に対応できるようにしていきたいと考えております。

○永田委員 陳情者の方は、もう日々うんざりしているというふうにおっしゃっていて、このまま放置しておけないような状況であることは確かだと思えます。今お聞きした対策を見ると、これまで継続して行ってきたことで若干もう手詰まりなのかなと。もう少し根本的な対策を考えると、こうした宿泊税のようなものによって納得しないといけなみたいな、そんな考え方も一つあるのかというふうに考えます。だから、どうしても陳情者の方が納得するような回答は非常に難しいかもしれないですけど、今頂いた答弁だけで終わりにしてしまうのはちょっと少し乱暴なのかなと思うので、もう少し前向きな何か方向性というか方針みたいなのを聞かせていただけるとありがたいですが、どうでしょうか。

○印出井地域振興部長 今の永田委員からのご指摘でございます。本日、商工観光課長が様々な分野のこの陳情に関する課題についての状況認識と区における対応という形でご答弁申し上げました。そういった中で、新たな打ち手ということについてでございますけれども、我々としても、コロナ禍の中で一旦全く人がいなくなった状況から一気にコロナ前に戻っていると。さらにはそれを超えているというこのギャップの中で、それに十分追いついていないという面があるのはご指摘のとおりかなというふうに思っております。とい

うことも、そういう状況も踏まえて、これまでの観光振興において、どうやってにぎわいをつくっていくか、あるいは回遊性を高めていくかというところについて注力をしてきたところでございますけれども、今後の観光振興においては、他の事業分野とも連携しながら、やはり観光がもたらす負の部分というところについても、しっかり区としても、さらには、その辺りについては、特に東京23区は大都市が連担しているという状況にございますので、東京都ともしっかり連携しつつ、さらにこういう問題がやっぱり国際問題にもつながりかねないということもあるかなと思いますので、国にもしっかり情報共有なり働きかけをしまして、ご指摘のような課題に対する対応策について、しっかり検討してまいりたいというふうに思います。

○永田委員 いいです。

○小林委員長 いいですか。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、ほかになれば本陳情に対する質疑は終了します。

本陳情に対して意見ございますでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、本陳情の取扱いについてはいかがいたしますか。

○大坂委員 今、質疑がありました。このオーバーツーリズムの問題についてはいろいろとご意見があろうかとは思いますが、今、答弁があったとおり、コロナ禍の人がいなくなった状態から、今、人がコロナ禍前の状況に戻ってきて様々な弊害が出ているというふうに聞いておりますけれども、その詳細についても改めてやっぱりこれは調査をした形で様々な具体的な施策というのは進めていくべきなのかなというふうには今の質疑を聞いて感じたところです。今回の陳情については、一定程度区としては対応されていますし、過去の陳情の中でも議論されたところでもありますので、今回のこの質疑の議事録をもってお返しするというような形でいいのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○小林委員長 ただいま本陳情については、ただいまの議論をもって陳情者にお返しするという発言が大坂委員からございましたので、そのようにいたしたいと思いますが、いかがですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本陳情の審査は終了いたしますが、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、以上で送付7-1の陳情審査を終了いたします。

次に、送付7-2、陳情書 万世橋区民館ジョイントマット常設の件が新たに当委員会に送付されました。陳情の写しをご覧ください。

陳情の朗読はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略します。

それでは、まず本陳情について、執行機関から情報提供等がございますでしょうか。

○宮原和泉橋出張所長 私のほうからは、和泉橋出張所及び区民館の改修工事にまつわる団体利用の経緯についてご説明いたします。

まず、令和5年度、令和6年度の区民館改修工事については、企画総務委員会にご報告の際にご指摘を頂きましたとおり、各種団体が継続して活動できるよう、他館と調整を図っておったところでございます。和泉橋区民館をご利用いただいておりますこの合気道団体につきましても、活動継続のために万世橋区民館をご紹介いたしました。活動に際しては衝撃による振動や騒音が一定程度伴うことから、これらの緩和策として、和泉橋区民館にて預かっていたマットも一時的に万世橋区民館に存置したものでございます。ただし、万世橋区民館には既に物置等に備品が入っておりますため、和泉橋区民館等の工事期間中に限り、マットについては部屋の片隅に置くことを団体側と両所長とで申し合わせたところでございます。先般、和泉橋出張所・区民館の改修工事も終わる見込みが立ったため、当該団体には、和泉橋出張所・区民館に戻って活動ができる旨ご案内を申し上げたところでございます。

以上、説明を終わります。

○小林委員長 はい。説明が……

○田中副委員長 もうお一方。

○小林委員長 すみません。万世橋出張所長。

○近藤万世橋出張所長 万世橋出張所からのご報告では、一応当初の団体との申合せのとおり、和泉橋区民館改修の工事の完了に伴いお戻りいただくことにつきましては団体にお話をしたところでございましたが、もし団体が引き続き万世橋区民館をお使いになりたいということであれば、ルールの範囲内でご利用いただくことは問題はありません。また、今回、陳情書中のジョイントマットのご寄附の話については、まだ万世橋出張所として伺っているものではございません。本陳情により初めて伺ったところでございますので、まずは団体から丁寧に話をお伺いすることから対応してまいりたいと思います。

報告は以上です。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の皆様、そのほか、執行機関に確認したい事項はございますか。

○大坂委員 じゃあ、1点だけ。今、出張所長のほうからお話がありましたけれども、この陳情の内容そのものを、実際に確認をまだしていなかったということと、この内容であれば様々調整の上、対応することも難しくはないというような認識でよろしいのでしょうか。

○近藤万世橋出張所長 大坂委員お申し出のとおり、まず、こちらの陳情書については、今回初めてお伺いしました。今後の対応については、まず内容を、団体からちょっと丁寧に伺った上で、ちょっとじっくりお話ししながら決めて、前向きに決めてまいりたいと思います。

○大坂委員 ありがとうございます。その辺りはちょっと丁寧に進めていただければなと思います。ただ、一方で、陳情として、委員会でこの個別具体的な案件について細かく議論するというのはあまりなじまないのかなというところもありますので、今回に関

しては、しっかりと、丁寧に個別に対応していただくということで、この陳情自体はお返しをしていいのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○小林委員長 ただいま大坂委員から、ご提案も含め、意見がございましたけど、他の委員の方、何かございますか。

○米田委員 はい。今、大坂委員がおっしゃったとおり、所長も陳情が出て初めて分かったと。まずはお話し合いをして、しっかり対応いただけるということであれば、大坂委員がおっしゃったとおり、今日の議事録と、丁寧に話し合いをやっていただくということで陳情をお返ししてはどうかと、私も思います。

○小林委員長 はい。ただいま米田委員からもご意見がありました。もう取扱いのところに入っていると思いますけど、本陳情につきましての取扱いにつきましては、大坂委員、米田委員から発言がありましたとおり、本陳情の件につきましては、この、今の意見をもって陳情者に議事録をお返しするような扱いがよろしいかと思えますけど、いかがですか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本陳情につきましては、そのように対応したいと思えます。

本陳情の審査を終了しますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、以上で、送付7-2の陳情審査を終了いたします。

それでは、次に、送付7-3、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情が新たに当委員会に送付されました。陳情の写しをご覧ください。陳情の朗読はいかがですか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、省略します。

では、まず、本陳情について執行機関から情報提供等がございますでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 陳情書の趣旨は、選択的夫婦別姓制度について、その法制化を求める意見書を国等への提出を求めるものと思えます。

本件につきましては、23区の区議会の状況でございますが、15区の区議会が意見書を可決し、提出しております。残りの8区は、千代田区、中央区、港区、目黒区、大田区、荒川区、足立区、あと品川区でございますが、品川区は議案提出の準備をしていると聞いております。

情報提供につきましては以上でございます。

○小林委員長 はい。その他、委員の皆様から情報、執行機関への確認したい事項はございますか。

○永田委員 ちょっと、私の考えとしては、結論として、選択的夫婦別姓の法制化については反対です。現在、国政の場で議論している状況で、それを見守るべきであることから、意見書を出すことにも慎重であるべきと考えています。

特に、保守系の国会議員からは、旧姓の通称使用の拡大で特に不便はないという認識であって、夫婦別姓そのものは家族制度でもあり、推進派は、夫婦別姓の推進派は、戸籍制度の廃止も目指しているということを知ると、より我々は反対の立場を明確にしないといけないと考えています。家族及び一族の単位がなくなってしまうと、戸籍制度がなくなると。そうすると、個人主義が強調されてしまい、国民という意識ですかね、それが薄れ、

結果として国家の弱体につながってしまうというふうに私も私の周りも、私の会派としては考えていますが、区として夫婦別姓が進むことによる弊害と利点みたいな、そういうことは何か認識されているのでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 区としての認識、弊害に関することのご質問でございますが、内閣府の世論調査等でも、その辺についても反対派が30%弱、推進をしたいというところもやっぱり30%ぐらいで、真ん中の通称名等の制度を充実すべきだということが残りのパーセントというところでございますが、内閣府や法務省のほうも、今後夫婦別姓制度の導入は婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題で、今後の国民の理解とともに進められるべきものという認識を示しております、それに従って、区のほうも引き続き国会等での議論を注視して、適切に対応してまいりたいと考えております。

○永田委員 分かりました。いいです。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 この民法第750条に関しまして、千代田区議会議員になっている方が所属しております各政党のお考えというのは、私はすごくばらばらじゃないかなと、今、調整、いろいろ、国会で審議されているんじゃないかなと思うんですが、現状いかがでしょうか。

○小林委員長 誰に聞いているの。（発言する者多数あり）（「誰に……」と呼ぶ者あり）それはどなたに聞いているんですか。委員長に聞いているんですか。

○のざわ委員 すみません。

○小林委員長 はい。その点については、いろいろご意見がまだあると思いますので、お答えしかねますんで、質問を変えて、質疑を続けてください。

のざわ委員。

○のざわ委員 私もこの陳情のご本人もしくは多くの方、周りのご関係の方から、私だけでなく多くの議員の方々もこういうお話を頂いていると思うんですが、私も、ですので非常に心苦しいんですけども、やはり国会のほうの審議の方向性がとっても永田委員おっしゃったように大切なお話でございますので、その方向性をまず見据えながら、この意見書の、区議会議員での採択は慎重に、心苦しいんですが、考えるのもいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小林委員長 それを——ちょっと待ってください。今、質疑と、意見発表にもなっておりますので、ここ、質疑も結構ですけども、意見が出ておりますんで、一応質疑は——質疑はいいですね。じゃあ、この件について質疑は終了しますんで、皆様から意見、先ほど永田委員も意見を頂いておりますんで、その他の委員の皆様から意見を、ございましたらお願いします。

○米田委員 はい。我々議員団は、選択的夫婦別姓に関しては、基本的には賛成でございます。今、国では、我々と自民党さんが要望して、今、自民党さんの中で議論に入っているということを認識しております。一方で、先ほど自民党さんの方とか我々の支援者の方でも一部いらっしゃいますけど、通称名の拡大でいいんじゃないかということに関しては、まあ、これは考えですけど、旧姓併記では単独記載でないため、税や社会保障で弊害が生じる可能性もあると伺っております。拡大だけでは、根本的な解決にはならないと我々は思っております。強いて言うならば、意見書の提出は、我が会派としては重要なことだと

認識していますけど、この委員会で、委員会提出というのはもう委員長がまとめられるんですけど、今のご意見を聞いていると、委員会提出というのは若干厳しいかなという認識ですね。考えとしては、我々は賛成です、提出することに。

○小林委員長 はい。意見。

大坂委員。

○大坂委員 様々、この件に関しては議論があるかと思えます。私個人の意見ですけれども、旧姓の通称使用の拡大についてしっかりと議論を深めていくべきだろうというふうに認識をしております。今の国会の中で、様々な形で議論が進んでいますので、その議論を行っていくこと自体は大いに賛成ですし、進めていただければと思うんですけれども、そもそも今の国内の情勢を考えたときにこれが喫緊の課題かと言われると、私はそうではないのかなというふうに思っておりますので、拙速に進めるべきではなく、しっかりと議論した上で前に進んでいくべきかなというふうに思っておりますので、今回の件に関しては採択はできないかなというふうに思っています。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○小野委員 今、いろいろご意見が出ていますけれども、この選択的夫婦別姓制度というところでこれまで議論が進んでいなかった中、国会でも議論が進むようになったということは、これは一定の評価をするべきところかなと思います。

これの後押しとして様々なことがあると思えますけれども、いわゆる通称使用、これで私もいけるんじゃないかなと当初思っていました、実際に海外で研究発表される方ですとか、それから経済界でそれなりに重要な役割の中で仕事をしている、行かれる方というのは、非常に通称使用というのが弊害があるということも理解いたしました。男女共同参画局の中にもありますけれども、やはり旧姓の通称使用の限界というところにも言及がされていますので、そういったところがこれから通称使用というところの整理でそもそも決着がつくものなのか。例えば海外の、グローバルで活躍する、そのグローバルな世界のところで日本の事情を理解してよということがこれからも言えていくのか。そうした、今から、これから先、日本が世界で戦っていく中でこうしたことをしっかりと取り組んでいくというのは、今、非常に重要なときだと思えます。

今回、こうした意見書という形で採択するかしないかというところから出てきました。私も、先ほど米田委員からありましたとおり、これについてはやはり進めていく必要がある、そこに向けて迅速な議論をするために意見書を出すということは賛成をしたいと思っております。ただ、それぞれの考えがあります。また、先ほど戸籍というところにも言及がされましたけれども、これも1996年の民事行政審議会の答申で、戸籍制度は今後も続くというところがあるものの、やはりそうした懸念が払拭できないという状況にあるというのもあるのかなというふうに理解をしております。

ですので、意見としては、こうしたことはしっかりと迅速に進めていくべきこと。ただ、委員会として難しい点というのでも理解をいたしました。

以上です。

○小林委員長 はい。

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは。この取扱いですけれども、今、委員からそれぞれ意見を頂きましたけれども、委員会で一致することはございませんので、意見書の採択に対する陳情につきましては、今の議論を持って陳情者にお返ししたいと思いますけれども、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、本陳情につきましては、委員会の議事録をもってお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本陳情の審査につきましては終了いたしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、以上で、送付7-3の陳情審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。

それでは、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○赤海コミュニティ総務課長 口頭で恐れ入ります。私のほうから「ちよだコミュニティ2025ラボライブ」の開催についてお知らせをさせていただきたく存じます。

「ちよだコミュニティラボライブ」は、区内にある多くの活動団体が一堂に会して、区内のコミュニティについて、それぞれの可能性、活動団体同士の連携等の意見交換を行うことを主眼に、平成29年度から毎年3月頃に開催しているところでございます。今年度は、今申し上げましたように「ちよだコミュニティ2025ラボライブ！まちの文化祭」と銘打ちまして、3月2日の日曜日13時から、区民ホールと4階会議室を会場に、実施させていただく予定でございます。そのチラシができましたため、委員の皆様にお知らせをさせていただくものでございます。

○小林委員長 それでは、暫時休憩します。

午後1時46分休憩

午後1時46分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

それでは、ただいまお手元にまちの文化祭のご案内のチラシをお配りさせていただきましたけれども、これについて何か追加して説明はありますか。よろしいですか。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。

○小林委員長 はい。ただいま配っておりますので、本件、何かございましたら。

○米田委員 1点だけです。やることは大いに結構で、盛り上げていただきたいなと思います。ただ、この日は東京マラソンの日かと思えます。麴町地域からはあんまり関係ないですけど、靖国通り、我々の神田地域、非常に交通の便が悪くなります。自転車とか、横断できませんので、15時から。その案内も一緒に付け加えていただきたいんですけど、いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。チラシにはもう、お配りしてあるように、このよう

な形で刷り上がってしまっておりますので難しいのですが、関係するホームページなどで周知に努めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 その他、ほかにございますか。

○高橋商工観光課長 はい。それでは、もう一部、お手元にちょっと資料を配付させていただいておりますけれども、私のほうから、東京都が丸の内と有楽町で行うプロジェクトマップ事業について報告させていただきたいと思えます。

今回、東京都と丸の内エリアプロジェクトマップ実行委員会は、今週21日金曜日から25日火曜日までの間、丸の内にあります丸ビル1階マルキューブと、有楽町イトシアの壁面におきまして、プロジェクトマップ事業を実施いたします。

内容といたしましては、丸ビルでは浮世絵を描いた人物に焦点を当てたもの、有楽町イトシアでは浮世絵に描かれた自然をテーマにしたものと聞いております。

区民の皆様には、東京都の公式のSNSであるとか、そういったものを活用させていただきながら周知をさせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

○小林委員長 はい。

これ、千代田区は何か関係していないんですか。ここの主催は、丸の内エリアプロジェクトマップ実行委員会で、共催が東京都です。千代田区は何か。

商工観光課長。

○高橋商工観光課長 はい。実はこちらの丸の内エリアプロジェクトマップ実行委員会という中で、ちょっとその会議のほうに私と観光協会のほうで参加させていただいたということですが、そこ以外では特段ございません。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、長時間にわたりご協力を頂きました。ありがとうございました。本日はこの程度をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時49分閉会